

フリースクール等を運営している事業者の皆様へ

松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金
～認定事業者申請～

不登校傾向にある児童生徒(小学生・中学生)の通いの場や、多様な学習の機会を確保し、子どもたちの社会的自立を目指すため、物価高騰に対する子育て世帯への緊急的な対策として、**令和8年3月まで**のフリースクール利用料金の一部を補助いたします。

2・3学期まで
延長します

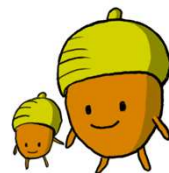
補助対象はフリースクール等を利用する児童生徒の保護者ですが、当補助金の認定事業者となることで、利用者へのPRにもつながります。
また、利用者から本補助金を申請する相談があった場合には、事業者として認定事業者申請をお願いします。

対象者

市内在住または市内在学で不登校などによりフリースクール等を利用する
小・中学生の保護者

次のすべてに当てはまる方を対象とします。

- ①市内在住または、市外に在住し、松戸市内の小中学校に在籍している児童生徒保護者
- ②在籍する学校に登校が困難で、1年以内におおよそ30日以上登校していない児童生徒保護者
- ③認定施設に、原則在籍する児童生徒の保護者
- ④児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校とフリースクール等が相互に情報共有することを承諾する保護者
- ⑤市や県の相談機関と必要に応じ連携ができる保護者
- ⑥その他対象経費の補助を別の団体から受けていない保護者
- ⑦市税の滞納がない保護者



補助金額

児童生徒1人につき、月額利用料金の3分の1(月額上限1万円)を補助します。

※利用料金は消費税および地方消費税をのぞく。

※補助額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。

事業者認定
申請方法

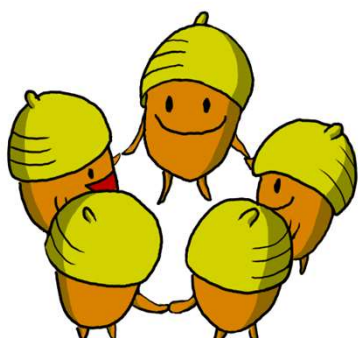
オンライン申請(松戸市オンライン申請システム)または郵送により申請

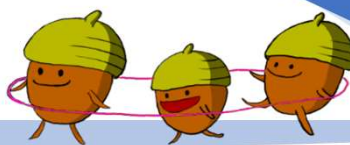
- ▶オンライン申請 : フォームより必要事項をご入力いただき、ご申請ください。
 - ▶郵送 : ホームページより様式をダウンロードのうえ、ご申請ください。
- 申請の流れや詳細については、チラシ裏面またはホームページをご覧ください。

松戸市オンライン申請システム

フリースクール等利用児童生徒支援補助金
ホームページ

お問い合わせ 松戸市教育委員会 児童生徒課
電 話 : 047-366-7461
email : mcjidouseito@city.matsudo.chiba.jp





1. 事業者 認定申請

【申 請 方 法】 松戸市オンライン申請システムまたは
郵送により申請(ホームページよりダウンロード)

【申 請 期 間】 **令和7年12月26日まで**

- ☐ 申請時点で、本補助金対象者が在籍するフリースクール事業者のみの受付としております。
- ☐ 3学期のみの利用で認定事業者申請が必要な場合は、上記期限に関わらず個別に確認致します。

【添付書類として必要なもの】

- ☐ フリースクールの施設概要・活動内容・人員体制(教員・心理士等の有資格者がいる場合はそれも明記)が分かる書類
- ☐ 利用料を確認できる書類
- ☐ 学校との連携内容が分かる書類(出席記録報告書など)
- ☐ (法人の場合)3か月以内に発行された登記事項証明書

2. 実地確認

申請内容をもとに松戸市教育委員会(児童生徒課)担当者が
フリースクール等の施設に訪問・確認等に伺います。
(個別にご連絡致します。)

協議により決定しますので、事業者認定の決定までにお時間をいただいております。

3. 認 定

【認 定 期 間】 令和7年度 課業期間(1・2・3学期分)

**※1学期に認定済みの事業者は、2・3学期についても認定となり、
「1補助申請」「2実地確認」の手続きの必要はございません。**

協議後、松戸市教育委員会より
「認定通知書」または「不認定通知書」が届きます。

4.認定事業者 として公表

認定された場合、松戸市教育委員会HPに「認定事業者」として公表いたします。

最新の認定事業者一覧はHPをご確認ください。

5. その他

フリースクール利用者向けに、補助金申請(実績報告)に関わる書類の作成にご協力をお願いします。

【利用者向けに作成する必要があるもの】

- ☐ 「利用確認書兼対象経費報告書(第6号様式)」
- ☐ 「在籍校への報告書類(各月の出席記録等)」